

## 社会福祉法人桃郷行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：時間外労働時間削減への取り組み、ライフワークバランスの実現健康推進に努める。

### <対策>

- 令和5年 9月～ 事業所、職種、職員ごとの時間外労働時間を把握
- 令和5年10月～ 把握した結果の分析を行い適正配置や業務内容、業務分担等を評価、管理職を対象に情報共有し情報発信

目標2：計画期間内に、年次有給休暇取得率を、毎年、前年度実績を上回るよう取組を行う。

### <対策>

- 令和5年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和5年11月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行い、各部署において年次有給休暇の取得計画を策定
- 令和5年12月～ 法人内管理者会議などで周知

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・50%以上  
女性職員・・・80%以上

### <対策>

- 令和5年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討

目標4：計画期間内に、若年者の早期離職防止の観点から、インターンシップや新卒者等に対して面接前の職場見学に積極的に取り組む。

### <対策>

- 令和5年 4月～ 受験希望者に対して事前の職場見学を勧める。また、大学等に向けてインターンシップをお願いしていく。